



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年11月24日火曜日 第160号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

港湾施設の概要.....(港湾海岸課)...1003  
 用途地域が定められていない土地の区域における常備消防機関の現地到着時間.....(建築住宅課)...1003  
 建設業者の許可の取消し.....(南予地方局管理課)...1003

### 教育委員会告示

令和3年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項.....(高校教育課)...1003  
 令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項.....( )...1004  
 令和3年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項.....(特別支援教育課)...1005

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1256号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾施設の概要を次の通り公示する。

令和2年11月24日

愛媛県知事 中村時広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
臨 港 道 路	起点 西条市今在家1438番	延長 550.9メートル
	終点 西条市今在家1500番15	幅員 7.0メートル
道 路	起点 西条市今在家1500番14	延長 82.8メートル
	終点 西条市今在家1503番2	幅員 7.0メートル
道 路	起点 西条市今在家1368番3	延長 29.6メートル
	終点 西条市今在家1365番2	幅員 7.0メートル

#### ○愛媛県告示第1257号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件(平成27年2月国土交通省告示第255号)第1第4項の特定行政庁が指定する区域及び同項の特定行政庁が定める

#### ○愛媛県告示第1258号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年11月24日

愛媛県知事 中村時広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般-27)第7400号	平成27年11月21日	石村福寿園	石村 淳	喜多郡内子町大瀬中央46-20	令和2年10月15日	造園工事業	建設業の廃止

### 教育委員会告示

#### ○愛媛県教育委員会告示第9号

令和3年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項を

時間は、次のとおりとする。

令和2年11月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定する区域

愛媛県の区域のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域(常備消防機関から消防ポンプ自動車自走で到着することができない土地の区域を除く。)

#### 2 定める時間(単位 分)

次の式により算定した時間。ただし、その時間に1未満の端数があるときはこれを1に切り上げるものとし、30を下回るときは30とする。

$$\frac{L}{S} \times 60$$

この式において、L及びSは、それぞれ次の値を表すものとする。

L 建築物の所在地を管轄する消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)が同意する経路による常備消防機関から建築物の敷地までの距離(単位 キロメートル)

S 消防長等が同意する消防ポンプ自動車の移動速度(単位 キロメートル毎時)

次のように定める。

令和2年11月24日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

**令和3年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項**

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和3年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）の入学者志願者の受検機会を確保するため、一般入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

(1) 高等学校長は、当該県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、一般入学者選抜の学力検査等（令和3年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項（令和2年10月愛媛県教育委員会告示第6号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第3の5に規定する学力検査等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

(2) 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

3 受検手続

(1) 一般入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学校等（入学者選抜実施要項第3の3(1)アに規定する中学校等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は、直接。(3)において同じ。）、令和3年3月16日（火）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

(2) 県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学校長の証明を受けなければならない。ただし、中学校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

(3) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 高等学校長の報告

(1) 高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和3年3月16日（火）午後3時までに教育長に報告するものとする。

(2) (1)に定めるもののほか、高等学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 学力検査、実技テスト及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、入学者選抜実施要項第3の5(1)から(3)までの規定を準用する。ただし、一般入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和3年 3月24日（水）	9:00～9:15	点呼、受検上の注意
	9:20～10:05	国 語
	10:15～10:40	国 語（作文）
	10:50～11:40	理 科
	11:50～12:40	社 会
	12:40～13:25	（昼 食）
	13:30～14:20	数 学
	14:30～15:30	英 語
令和3年 3月25日（木） （予備日）	15:40～	面 接 （工業に関するデザイン科 にあつては、実技テスト （30分）終了後に面接）
	9:00～9:15	点呼、受検上の注意
	9:20～	面接・実技テスト

注 受検者が多い場合は、面接・実技テストを予備日（3月25日（木））に実施することがある。

7 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

8 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した高等学校にあつては、入学者選抜実施要項第3の7及び第4の8の規定に関わらず、令和3年3月26日（金）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

9 学力検査の得点等の口頭による開示請求

学力検査の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した高等学校にあつては、入学者選抜実施要項第3の8の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和3年3月26日（金）から1月間とする。

10 定時制の課程の第2次募集

定時制の課程の第2次募集は、追検査を実施した高等学校があつた場合は、第2次募集を行う全ての高等学校において、入学者選抜実施要項第5の規定を準用する。この場合において、同項中「3月11日（木）及び12日（金）」とあるのは「3月11日（木）、12日（金）、24日（水）及び25日（木）」と、「3月18日（木）」とあるのは「3月26日（金）」と、「3月19日（金）」とあるのは「3月29日（月）」と、「同月25日（木）」とあるのは「4月2日（金）」と、「3月30日（火）」とあるのは「4月6日（火）」と、「3月31日（水）」とあるのは「4月7日（水）」と読み替えるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第10号

令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項を次のように定める。

令和2年11月24日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考（以下「入学者選考」という。）の入学者志願者の受検機会を確保するため、入学者選考に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

(1) 中等教育学校長は、当該県立中等教育学校に係る入学者選考の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選考の適性検査等（令和3年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項（令和2年10月愛媛県教育委員会告示第7号。以下「入学者選考実施要項」という。）9に規定する作文、適性検査及び面接をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

(2) 追検査に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果は、それぞれ入学者選考に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果とみなす。

3 受検手続

(1) 入学者選考の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより適性検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍する小学校等（入学者選考実施要項3(1)に規定する小学校等をいう。）又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、令和3年1月13日（水）正午までに志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 県立中等教育学校に係る入学者選考の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、小学校長の証明を受けなければならない。ただし、小学校長を経由しない場合にあつては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

(3) 中等教育学校長は、追検査受検願の提出があつた場合は、当該提出をした者に対して直ちに、小学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 中等教育学校長の報告

(1) 中等教育学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和3年1月13日（水）午後3時までに愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

(2) (1)に定めるもののほか、中等教育学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 作文、適性検査及び面接の実施

追検査受検者に対して行う作文、適性検査及び面接については、入学者選考実施要項9の(1)から(6)までの規定を準用する。ただし、入学者選考に係る適性検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る作文、適性検査又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
	8:50	集 合 (志願先中等教育学校)
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意

令和3年 1月22日（金）	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	( 昼 食 )
	12:40～	面 接

7 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

8 入学予定者の発表

入学予定者の発表は、追検査を実施した中等教育学校にあつては、入学者選考実施要項11の規定に関わらず、令和3年1月25日（月）午前10時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

9 選考結果の口頭による開示請求

選考結果の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した中等教育学校にあつては、入学者選考実施要項12の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和3年1月25日（月）から1月間とする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第11号

令和3年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項を次のように定める。

令和2年11月24日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和3年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和3年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）の入学者志願者の受検機会を確保するため、入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 本科入学者選抜

(1) 追検査の実施

ア 特別支援学校長は、当該県立特別支援学校高等部本科（普通科を除く。以下同じ。）に係る入学者選抜（以下「本科入学者選抜」という。）の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選抜の学力検査等（令和3年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（令和2年10月愛媛県教育委員会告示第8号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第2の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下2において同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

(2) 受検手続

ア 本科入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学部等（入学者選抜実施要項第2の1(1)アに規定する中学部等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合は、直接。2(2)ウにおいて同じ。）、令和3年3月9日（火）正午までに志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

イ 本科入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学部等校長の証明を受けなければならない。ただし、中学部等校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 特別支援学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

### (3) 特別支援学校長の報告

ア 特別支援学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。2において同じ。）の数を令和3年3月9日（火）午後3時までに愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別支援学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

### (4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第2の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

### (5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和3年3月22日（月）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

### (6) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。

### (7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の6の規定に関わらず、令和3年3月26日（金）午後2時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

### (8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の7の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和3年3月26日（金）から1月間とする。

## 3 専攻科入学者選抜

### (1) 追検査の実施

ア 松山盲学校長は、当該高等部専攻科に係る入学者選抜（以

下「専攻科入学者選抜」という。）の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選抜の学力検査等（入学者選抜実施要項第3の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下3において同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

### (2) 受検手続

ア 専攻科入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の高等部等（入学者選抜実施要項第3の1(1)アに規定する高等部等をいう。以下同じ。）の校長（以下「高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合は、直接。3(2)ウにおいて同じ。）、令和3年3月9日（火）正午までに松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 専攻科入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、高等部等校長の証明を受けなければならない。ただし、高等部等校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 松山盲学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、高等部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

### (3) 松山盲学校長の報告

ア 松山盲学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。3において同じ。）の数を令和3年3月9日（火）午後3時までに教育長に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、松山盲学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

### (4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第3の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

### (5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和3年3月22日（月）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

### (6) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

### (7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した場合は、入学者選抜実施要項第3の6の規定に関わらず、令和3年3月26日（金）午後2時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

### (8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、本科入学者選抜の追

検査の場合に準ずる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。